

第3部第5章第6節 共同不法行為 719条

設例1：ある河川沿いに、企業AとBがそれぞれ製品製造のための工場を有していた。それぞれの工場では、製造に際して生じる工業廃水を健康や環境に被害が生じない程度に十分に処理してから河川に排水していた。ところがAの工場とBの工場の排水が混ぜ合わさったところ汚染物質の濃度が高くなり、周辺住民の健康や農作物に被害が生じてしまった。周辺住民は企業AとBに対し、環境被害に基づく損害の賠償を共同不法行為責任に基づいて請求した。しかしAとBは「各自が排水している分では健康などに被害を生じさせるほどの濃度はないため、自分たちに責任はない」などと主張している。AとBの共同不法行為責任は認められるであろうか。 [展開 1・2]